

資料①

○泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会規則

平成 13 年 3 月 31 日
泉佐野市規則第 6 号

泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会規則(平成 5 年泉佐野市規則第 30 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、泉佐野市附属機関条例(平成 12 年泉佐野市条例第 34 号。以下「条例」という。)第 3 条の規定に基づき、泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担任事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 各種団体等の代表者
- (4) 人権問題に関し精通する者
- (5) 公募した市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第 5 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

2 特別委員は、市長が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員又は特別委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

(関係者の出席)

第 9 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第 10 条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 泉佐野市情報公開条例(平成 11 年泉佐野市条例第 27 号)第 6 条各号に掲げる情報に関し審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 審議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聞くことができる。
- 3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならぬ。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、市長公室人権推進課において行う。

(委任)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日泉佐野市規則第 6 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 11 日泉佐野市規則第 5 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。